

こ〜ぷのお家緑ヶ丘デイサービスセンター (指定通所介護及び通所介護型サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こ〜ぷ福祉会が開設するこ〜ぷのお家緑ヶ丘デイサービスセンター（以下「センター」という）が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員又は看護・介護職員が要介護、又は要支援、又は事業対象者状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの看護・介護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の提供、機能訓練その他生活への援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 こ〜ぷのお家緑ヶ丘デイサービスセンター
- 二 所在地 仙台市太白区大崎町3番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、それぞれの利用者について通所介護、および通所介護型サービス計画書及び実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、通所介護、および日常生活支援総合事業の提供にあたるものとする。

- 三 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護型サービス計画書及び通所介護計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助を行う。

- 四 看護師 1名以上

看護職員は、健康状態の管理等の業務を行う。

- 五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練の実施を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。但し、1月1日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時とする。
午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分まで時間延長を行う場合がある。

(通所介護及び通所介護型サービスの利用定員)

第6条 センターの通所定員は合算で 35 名とする。

(通所介護及び通所介護型サービスの内容)

第 7 条 指定通所介護及び通所介護型サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談
- 二 給食
- 三 入浴
- 四 健康管理
- 五 機能回復訓練

(利用料その他の費用の額)

第 8 条

1 指定通所介護及び通所介護型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び仙台市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び通所介護型サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証記載の額とする。

2 次に掲げるサービスに関する利用料は、次のとおりとする。

- 一 食材料費は以下の通りとする。

	朝食	昼食 (おやつ あり)	昼食 (おやつ なし)	夕食
価格	510 円	740 円	690 円	740 円

二 おむつ代は 100 円を徴収する。

三 パッド代は 50 円を徴収する。

四 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は仙台市とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 利用者は、センターの施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、センターの施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、事故の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

2 利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとする。

3 利用者は、センターや他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。

- 4 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。
- 5 事業者は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

（事故発生時の対応）

第 11 条 生活相談員、看護職、介護職等の職員はサービス提供中に、利用者の状態に急変その他の緊急事態が生じた時は、緊急時対応利用者名簿一覧に基き、速やかに家族、主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等の処置を講ずるものとする。また、生活相談員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。なお、家族緊急連絡先、主治医連絡先を記載した緊急時対応利用者名簿を作成しセンターに保管する。

（その他の運営に関する留意事項）

第 12 条 センターは職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人こーぶ福祉会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（非常災害対策）

第13条 センターは、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年 2 回は避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者 を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（記録の整備）

第15条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を

整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び通所介護型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 指定通所介護及び通所介護型サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(苦情処理)

第16条 事業所は、提供した指定通所介護事業サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口（第三者委員）を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定通所介護事業サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 事業所は、指定通所介護事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

附則

本規程は理事会で改廃する。

この規程は、2010年4月1日から施行する。

この規程は、2013年8月1日から施行する。

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規程は、2015年12月1日から施行する。

この規程は、2017年11月10日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2019年5月25日から施行する（体制の変更）。

この規程は、2019年8月24日から施行する（呼称、サービス名、料金表示の変更）。

この規程は、2020年3月28日から施行する（体制の変更）。

この規程は、2021年5月22日から施行する（職員の員数・職種の変更）。

この規程は、2021 年 8 月 28 日から施行する（営業日の変更、食材費の項目の追加）。

この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する（食事代の変更、虐待防止に関する事項、記録の整備、苦情処理に項目の追加）。

この規程は、2023 年 8 月 26 日から施行する（定員数の変更、おむつ代・パッド代追加）。

この規程は、2024 年 8 月 24 日から施行する(虐待防止に関する事項の内容の変更と追加)。

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する(食材料費、食材費表記の変更)。